



流教生第127号

令和6年7月22日

流山市生涯学習審議会会長 様

流山市教育委員会



流山市教育振興基本計画（第3期）の策定について（諮問）

流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に「流山市教育振興基本計画」（第3期）の策定について、御意見をいただきたく諮問します。

記

（理由）

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項で、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことが明確化されました。

本市教育委員会では、国や千葉県教育振興基本計画を基に、流山市総合計画との整合を図り、平成28年度から平成31年度までを第1期とする「流山市教育振興基本計画」を策定しました。本計画では、学校教育・生涯学習の各分野における基本的な理念や現状と課題を明らかにして、より充実した教育の推進、併せて市民の生涯学習活動の推進を図るための施策を進めてきました。

このたび、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「流山市教育振興基本計画（第3期）」を策定するに当たり、市民の生涯学習活動を効果的に推進できる施策の方向性等について、ここに諮問するものです。